

新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた

水道料金の減免措置について

新型コロナウイルス感染症が各家庭や事業者の皆様に経済的な影響をもたらしている状況を踏まえ、村民の生活や経済活動を支援するため、本村と契約のあるすべての方について、令和2年7月検針分から9月検針分までの水道料金の基本料金について、全額を減免します。今回の減免については、申込は不要です。

1 対象期間

令和2年7月検針分から9月検針分（3ヶ月間）

2 申込手続

申込手続は不要です

3 減免額

（例：水道メーター口径 20mm・1ヶ月使用水量 20 立方メートルの場合（税込））

区分	通常料金	減免後
基本料金	1, 617円	0円
超過料金	1, 716円	1, 716円
メーター料金	214円	214円
合計	3, 547円	1, 930円

※超過料金（基本料金10立方メートルを超えた場合に水量に応じて発生する料金）、メーター料金及び下水道使用料は通常通り請求いたします。

お問い合わせ先 舟橋村役場生活環境課

TEL 076-464-1121